

情報

お店を開くお手伝い

店舗と住宅を分離する工事にも補助金が出ます！

NEW!

知っていますか？空き店舗補助金

市は小売業・サービス業など、商店街に賑わいをもたらす事業者の、空き店舗への出店を支援しています。

補助金額：対象経費の1/2以内で上限200万円

※地域により上限額が変わります

【補助金交付条件（一部）】

対象店舗：大通り・芝町通り・一番町駅前通りなどに建物が面した1階部分の店舗。

対象経費：家賃（最大12カ月分）、改修費

店舗と住宅を切り離す工事にも

店舗部分と住宅を分離して貸し出したい物件所有者に分離工事費用などの一部を補助します。

補助金額：対象経費の1/2以内で上限100万円

※地域により上限額が変わります

【補助金交付条件（一部）】

対象：大通り・芝町通り・一番町駅前通りなどに建物が面し、分離後に1階部分を店舗として貸出できる店舗兼住居

対象経費：分離工事に要する費用

出店事例を紹介！

①いろはにほけん（大場135-1）



店舗内に保険相談窓口を設けている保険代理店です。  
大場駅前にありながら、駐車場やキッズスペースを備えています。

② amahoshi（本町1-36）



リング、バングルを制作できる体験型工房です。  
カフェスペースもあるので、小休憩に立ち寄ることもできます。

情報

平成30年度で終了します、早めのご検討を！

リフォーム工事補助金・移住する若い世帯へ補助金が出ます！

三島市移住・子育て・耐震リフォーム事業補助金

■対象① 県外から移住する若い世帯

▶夫婦いずれかが40歳未満

▶40歳未満で配偶者がおらず、中学生以下の子と同居

助成額 リフォームに要する経費の20%（上限20万円）

■対象② 子育て世帯

▶中学生以下の子と同居する世帯※市内在住者も可

助成額 リフォームに要する経費の30%（上限30万円）

■対象③ 耐震付帯ならどなたでも

▶耐震補強工事と併せて行うリフォーム工事

※市内在住者も可

助成額 補助対象経費の15%（上限15万円）

注①②③は併用可。③のみの場合、市内施工業者による工事に限る。着手前、請負契約前に申請が必要。

住むなら三島移住サポート事業補助金

■対象 市内で住宅（新築、建売・中古住宅、分譲・中古マンション）を取得し、転入した若い世帯

▶夫婦のいずれかが40歳未満の世帯

▶中学生以下の子がいる40歳未満の人

※平成28年4月1日以降に工事請負契約または売買契約を締結した物件に限る

■金額 県外からの移住者…120万円

市外からの移住者…50万円

※中学生以下の子一人につき10万円上乗せ  
最大30万円まで

■期限 住民票を異動してから1年以内

住宅完成後もしくは購入後に申請可

問合せ（共通）

建築住宅課三島住まい推進室 ☎ 983・2750

※予算が無くなり次第、終了となります。

「まちづくり提案」を12月31日(月)まで募集しています。  
詳細・応募用紙は広報みしま7月1日号をご確認ください。

情報

法務局などでお早めに、手続きをお願いします  
**固定資産税の基準日は毎年1月1日です**

**固定資産税の課税の基準日を知っていますか**

土地や家屋、償却資産などに課税される固定資産税は、毎年1月1日時点での所有者に対して、翌年度課税されます。

平成30年中に相続や売買による所有権の移転、家屋の取り壊しなどがあった場合、法務局での所有権移転登記、滅失登記などの速やかなお手続きをお願いいたします。

**こんな場合には直接、課税課・資産税係までお知らせください**

- ①課税対象の未登記家屋を取り壊した
- ②課税対象の未登記家屋を相続・売買した
- ③年内に登記してある家屋を取り壊すが、滅失登記まで時間がかかる など

**平成30年中に住宅改修を行った場合、平成31年度の固定資産税が減額になる場合があります**

対象 平成30年中に以下の改修を行った住宅用家屋  
 ▶耐震改修▶バリアフリー改修▶省エネ改修  
 ※原則改修後3カ月以内に要申請  
 ※平成30年より前に行った改修は対象外。要件や申請に必要な書類など、詳細は市ホームページ、またはお問い合わせください。

問合せ 課税課資産税係 ☎ 983・2758

**皆さんにお願いします**

1月1日時点での現況を正しく課税情報に反映するために、ご理解とご協力をお願いします。

情報

整備中の農道・農地・水路をご紹介  
**農業の基盤整備や農業用施設の修繕を行っています**

市は、県と連携して行う農業基盤整備事業や、市単独事業により農業施設の整備や修繕を行っています。

問農政課 ☎ 983・2654

県営一般農道整備事業 箱根西麓地区



平成22年度～平成31年度（予定）

農道の勾配を緩やかにしたり、拡幅したりと農産物流通の効率化、農村環境の向上を図ります。

県営農地整備事業 箱根南西麓地区



平成26年度～平成32年度（予定）

農道を整備し、沿道農地の傾斜を緩やかにすることで農作業の効率化、生産力向上を図ります。

青木地区用水路整備



平成28年度～平成31年度（予定）

水路壁を改修し、洗掘による岸の崩壊を防ぎ、安定した流量を確保できるように整備中です。

夏梅木地区用水路修繕



平成30年4月2日～7日（完成）

法面の崩壊を防ぐため、山側の護岸や、水路の底を補強修繕しました。